

特定区営住宅 募集のご案内

募集戸数

一人向 5戸
車いす使用者向 2戸
二人以上向 4戸
(対象：板橋区に居住している方)

募集日程	令和8年2月25日(水)から	申込方法によって詳細が異なります。
------	----------------	-------------------

オンライン申込	郵送申込
<p>【申込期間】 令和8年2月25日(水)～3月12日(木) 申請フォーム(LoGoフォーム) (https://logoform.jp/form/Rwxz/1383953)</p>  <p>★抽せん番号は、 令和8年3月19日(木)メールで送信予定です。</p>	<p>【申込期間】 令和8年2月25日(水)～3月9日(月)</p> <p>★申込書は 令和8年2月25日(水)～3月12日(木)までに 板橋区役所に届いたものに限り受け付けます。</p> <p>★抽せん番号は、 令和8年3月19日(木)はがきで発送予定です。</p>

- (1) 申込むには、所得などの制限があり、それぞれ一定の資格が必要です。
8ページ以降で必ずご確認ください。
- (2) 1世帯1通の申込みに限られます。
- (3) 都営住宅公募に申込まれる方も、この募集に申込むことができます。

抽せん日	令和8年3月30日(月) 13:30から14:30頃まで 板橋区役所本庁舎北館5階 504会議室で公開抽せんを行います。
------	---

抽せん結果の通知	【オンライン申込の方】 令和8年4月6日(月)メール送信予定	【郵送申込の方】 令和8年4月6日(月)はがきで発送予定
----------	--	--

問い合わせ先
株式会社 東急コミュニティー

☎ 03-5943-5006
午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

——— 申込みの代行業者は、板橋区や東京都・株式会社 東急コミュニティーとは全く関係ありません。 ———

申込みのできる住宅の種類について

今回申込みのできる住宅の種類は、下表のとおりです。

申込みできるのは、1世帯につき申込区分1～3のいずれか1つです。

なお、資格については、それぞれのページで必ず確認してください。

申込区分	対象世帯	区内居住年数(申込者)	対象となる方
1	一人向	申込日現在継続して3年以上区内居住	60歳以上などの単身者
2	車いす使用者向		日常的に車いすの使用を必要とする方
3	二人以上向	申込日現在継続して1年以上区内居住	同居親族がいる方

※申込区分3（二人以上向）は、**優遇資格にあてはまる世帯のみ**優遇抽せんがあります。
（14～15 ページ参照）

申込みにあたっての注意

● **申込みは、1世帯につき1通です。**

次のような申込みは**すべてが無効**となります。

- 申込書2通以上
- オンライン申込2つ以上
- 申込書とオンライン
- 世帯構成や人数を変えて、同一人の氏名が2つ以上の申込みにあるとき

● **申込み後の申込区分、申込者、同居親族の変更はできません。**

婚約者との申込みの場合には、婚約者の氏名等も必ず記入・入力してください。

- 他の募集（公的住宅を含む）ですでに審査に合格、登録されている方も申込みます。ただし、今回の募集で当選された場合は、どちらか一方を選択していただきます。
- 令和8年2月の都営住宅に申込みされた方も、この募集に申込みます。

申込方法（オンライン）

(1) 申込フォーム（LoGoフォーム）にアクセスして下さい。

申込フォーム（LoGoフォーム）はこちら →
<https://logoform.jp/form/Rwxz/1383953>



【申込可能期間：令和8年2月25日（水）0時00分～3月12日（木）23時59分】
最終受付は、令和8年3月12日（木）23時59分までです。
※上記の時間を過ぎると、申込フォームにアクセスできなくなります。

・申込フォームでは、以下の動作環境での動作確認をしています。

Windows	Microsoft Edge / Google Chrome / Mozilla Firefox
MacOS	Safari / Google Chrome / Mozilla Firefox
Android	Google Chrome
iOS / iPadOS	Safari / Google Chrome

※LoGoフォームはガラパゴス携帯（フィーチャーフォン）には対応していません。

(2) 募集開始日から申込みできます。

①LoGoフォームにアクセス

②フォームの質問項目に従い、必要事項を入力

※「ログインして申請する」は任意です。「新規アカウント登録」からアカウント登録をしておくと、次回申請する際に登録内容が自動入力されるので便利です。

③申請ボタンをクリックして終了。送信完了メールが届きます。

申込方法（郵送）

1. 申込書に必要事項を記入のうえ、2か所に85円切手をはってください。
→記入例26～28ページをご覧ください。
※切手のはっていないもの、不足しているものは、抽せん番号等の通知はしません。
2. 定められた封筒に申込書を入れ、110円切手をはって必ず郵送してください。

※ 申込書には、申込区分に○印を記入する欄が3か所あります。

1つの欄に2つ以上の○印を記入したり、不統一な記入、記入もれ等がありますと無効となります。

※ 申込書は、黒のボールペン又は黒のペンで記入して下さい。消せるボールペンや鉛筆は使用不可です。

<主な旧料金との差額切手の組み合わせ例>

種類・新料金	旧料金
定型郵便物 (50g以内)	84円
	94円
通常はがき	63円
速達(250g以内)	260円



※令和6年10月1日から郵便料金が変わっておりますので、ご注意ください。

申込みから入居まで

【オンライン申込の方】

申込期間：令和8年2月25日(水) 0時00分～
3月12日(木) 23時59分
3月12日(木)までにLoGoフォームで
申込完了したものに限り受け付けます。

【郵送申込の方】

申込期間：令和8年2月25日(水)～
3月12日(木)
までに板橋区役所に届いたものに限り
受け付けます。

抽せん番号の 通知

【オンライン申込の方】

令和8年3月19日(木)メール送信予定

【郵送申込の方】

令和8年3月19日(木)はがき発送予定

公開抽せん会

令和8年3月30日(月)
時 間：13時30分開始～14時30分終了(予定)
場 所：板橋区役所本庁舎北館5階 504会議室
結果発表：同日17時頃から、住宅政策課窓口に当せん番号を掲示する予定です。
また、区のホームページ
(<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>)でも結果を掲載します。

抽せん結果の 通知

【オンライン申込の方】

令和8年4月6日(月)メール送信予定

【郵送申込の方】

令和8年4月6日(月)はがき発送予定

資格審査対象者(当せん者)

補欠者

落せん者

審査書類説明会

令和8年5月上旬(予定)
※会場・日時は、別途ご案内します。

入居資格審査

必要な書類を板橋区役所に持参していただき、面接により審査します。
板橋区役所本庁舎北館5階 ⑭番窓口内 (株)東急コミュニティー窓口

合格者

失格者

住宅のあっせん

入居の説明を行います。

住宅の内覧

住宅の内覧(下見)は、指定の期間中に1回のみすることができます。(平日のみ)

入 居

- ① 入居手続きは、使用許可日の約1週間前に行います。
- ② 保証金(使用料の3か月分)と緊急連絡人が必要です。
使用許可日から15日以内に引っ越しをしてください。

申込み後、住所の変わる方へ

- 最寄りの郵便局に「転居届」を出して、はがき（抽せん番号のお知らせ等）を受け取れるようにして下さい。板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口にご連絡されても住所変更はいたしません。
- 資格審査対象者および補欠者となられた方は、はがきに、①令和8年2月募集 ②申込区分 ③抽せん番号 ④旧住所 ⑤新住所 ⑥電話番号 ⑦申込者名を記入して、下記住所へ必ずお送りください。
〒173-8501 板橋区板橋2-66-1
板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口あて

公開抽せん会

抽せんは、抽せん会場に来場された申込者の立会いのもとに行います。当日会場においてにならなくてもさしつかえありません。

補欠者の繰り上げ

- 資格審査により失格者が出た場合、補欠者を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。
- 補欠の有効期限は、今回の募集の月の初日から1年間（令和9年1月31日まで）となります。
- 繰り上げ審査を行うときは、必ず板橋区役所内 株式会社東急コミュニティー窓口から連絡いたします。

M E M O

募集する特定区営住宅

申込みできるのは、**1世帯につき申込区分1～3の、いずれか1つです。**

いずれも住宅名および階層を指定して申込みことはできません。

抽せんの結果、資格審査対象者（当せん者）として登録された方に、原則登録された順に住宅をあっせんします。

※申込区分3（二人以上向）は、**優遇資格にあてはまる世帯のみ**優遇抽せんがあります。
（14～15ページ参照）

【一人向】

申込区分	優遇の資格番号	募集戸数	間取り ㎡数	標準的な 使用料(円)	住宅名 所在地	エレベーター	建築年
1	-	5戸	1DK 32.5㎡	19,200 ～ 29,300	小茂根一丁目住宅 小茂根1-17-20	有	令和2
			1DK 31.6㎡		志村坂下住宅 坂下1-37-1	有	令和4
					仲宿住宅 仲宿52-10	有	令和7

【車いす使用者向】

申込区分	優遇の資格番号	募集戸数	間取り ㎡数	標準的な 使用料(円)	住宅名 所在地	エレベーター	建築年
2	-	2戸	1DK 43.3㎡	26,100 ～ 41,600	小茂根一丁目住宅 小茂根1-17-20	有	令和2
			1DK 46㎡		仲宿住宅 仲宿52-10	有	令和7

【二人以上向】

申込区分	優遇の資格番号	募集戸数	間取り ㎡数	標準的な 使用料(円)	住宅名 所在地	エレベーター	建築年
3	10～23	4戸	2DK 46㎡	27,900 ～ 41,600	仲宿住宅 仲宿52-10	有	令和7

板橋区パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- ・板橋区パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和6年2月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- ・「パートナーシップ関係にある方」とは、「板橋区パートナーシップ宣誓制度」の他、「東京都パートナーシップ宣誓制度」により受領証等を受けたパートナーシップ関係にある方も含みます。
- ・この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- ・なお、入居資格審査のときに板橋区又は東京都のパートナーシップ宣誓制度による証明の提出が必要です。
- ・この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

一人向の入居資格

申込区分 1

※年齢等の基準日は、6ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 板橋区内に継続して3年以上居住していること

- (1) 板橋区内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、このページの一人向の入居資格3の(7)にあてはまる引揚者は3年未満でも可。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

- (1) 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)および婚約者、パートナーを含む。)がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転動もしくは就職することにより、申込者が単身居住となる場合は申込みできます。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。
※ 遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

3 次の資格要件のいずれかにあてはまること

(1) 60歳以上	60歳以上であること。
(2) 身体障がい者1級～4級	身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者であること。
(3) 単身精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障がい者(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。)であること
(4) 単身知的障がい者	知的障がい者で上記「(3)単身精神障がい者」の精神障がいの程度に相当する程度(愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度)であること。
(5) 戦傷病者手帳受給の障がい者	戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者であること。
(6) 生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
(7) 海外からの引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。(区内居住が3年未満でも可)
(8) ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
(9) 単身DV被害者	配偶者等(婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。)から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設において保護が終了した日から起算して5年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内
(10) 原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

4 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、19 ページの所得基準表の、家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。所得の計算方法等については 18～24 ページでお確かめください。

5 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人でないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区 分	資 格 要 件	
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。	
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。	
	高齢者	60歳以上であること	
	心身障がい者	次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者	
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。	
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準表にあてはまること。	
	入居資格基準表		
	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	2人	30㎡未満	
	3人	40㎡未満	
	4人	50㎡未満	
	5人	57㎡未満	
6人	66.5㎡未満		

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

車いす使用者向の入居資格

申込区分 2

※年齢等の基準日は、6ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込書配布期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 板橋区内に継続して3年以上居住していること

- (1) 板橋区内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
ただし、8ページ一人向の入居資格3の(7)にあてはまる引揚者は3年未満でも可。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 車いす使用者であること

住居内の移動を含め、日常的に車いすの使用を必要としており、次のいずれかにあてはまること。

- ア 身体障害者手帳の交付を受けていて、下肢または体幹の級別が1級～4級の障がい者
- イ 介護保険の要支援・要介護認定者
- ※ 同居親族がいる場合の同居親族資格要件は、12ページ「2 同居親族がいること」をご覧ください。

3 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

- 所得の計算方法については18～24ページをご覧ください。
- 所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。
ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
 - ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある方を除く。）。
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人でないこと。ただし、9ページの資格要件にあてはまる方は申込みできます。

5 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

車いす使用者向住宅とは

居室内の移動に車いすの使用を必要としている方がいる世帯に、おおむね以下のとおりに室内の環境を整えた住宅です。

なお、実際の仕様が申込み世帯の希望に合わない場合でも追加工事は行いませんのであらかじめご了承ください。

- トイレ 車いすのまま便座まで移動できるスペースがあり、手摺りが設置されています。
- 洗面所 洗面台の高さはおおむね 70 ～ 80cm 程度です。
- 台所 流し台の高さはおおむね 70 ～ 80cm 程度です。
- 浴室 車いすのまま浴室まで移動できるスペースがあり、手摺りが設置されています。
- 居室 段差を解消しています。
- 設置物 バルコニーから屋外へのスロープがあります。

二人以上向の入居資格

申込区分 **3**

※年齢等の基準日は、6ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込期間に、次の **1～5** のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が板橋区内に引き続き1年以上居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、特定区営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が申込みの日まで引き続き板橋区内に1年以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、18歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
ア 「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
イ ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族・申込者と一緒に特定区営住宅に入居する親族です。
同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) ア 内縁関係の方との申込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「未届の夫（または妻）」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。
イ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに入籍できること。
イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が「4 住宅に困っていること」の区分での高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。（6ページの親等図をご参照ください。）
※2親等内の直系血族・姻族……申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者
3親等内の血族・姻族……上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)から(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。

※申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込むことはできませんが、出生後は特定区営住宅に入居できます。

3 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、19ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。18～24ページを参考にして、世帯の所得をお確かめください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区 分	資 格 要 件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	ひとり親世帯（父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 オ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）
	心身障がい者	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が特定区営住宅に入居できること。
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が9ページの入居資格基準表にあてはまること。

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

5 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

優遇抽せんについて

(二人以上向で優遇資格に当てはまる世帯のみ)

申込区分 **3**

1 優遇抽せんについて

- (1) 優遇抽せんとは、申込期間に二人以上向の入居資格(12～13ページ)に加え、優遇資格(甲優遇または乙優遇)にあてはまる世帯(二人以上向に限る)が、申込みする場合に当せん確率が高くなる制度です。
- (2) 優遇抽せんがあるのは、申込区分3(二人以上向)のみです。申込区分1(一人向)・2(車いす使用者向)はありません。
- (3) 優遇抽せんを利用する方は、申込書裏面の優遇資格申請書の該当する資格要件全てにチェックを入れてください。

【ご注意】

- (1) 申込書裏面の優遇資格申請書にチェックがない場合は、一般での申込みとなり優遇抽せんは受けられません。
- (2) 優遇抽せんでは当せんし、資格審査で優遇資格申請書のチェック項目が事実と相違すると判明したときは、他の資格を満たしていたとしても、当せんは取り消されます。

2 優遇資格一覧表

●甲優遇の資格(優遇倍率5倍)

該当項目 (資格番号)	資格要件
準多子世帯 (10)	同居親族に18歳未満の児童が2人いて、その児童の全員が特定区営住宅に入居できること。
心身障がい者 または 原爆被爆者 (11)	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている軽度(5級～)の身体障がい者 イ 軽度の知的障がい者(愛の手帳の場合は4度)もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている3級の障がい者(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。) ウ 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている原爆被爆者
公害病認定患者 (12)	申込者または同居親族が、公害医療手帳または大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例により医療券の交付を受けていること。
難病患者等 (13)	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給を受けている方、または同法第5条第1項に規定する指定難病にかかっていることが診断書により証明できる方 イ 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に基づく医療費の助成を受けている方、または同規則別表第一、別表第三もしくは別表第五に掲げる疾病にかかっていることが診断書により証明できる方 ウ 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方、または児童福祉法第6条の2に規定する小児慢性特定疾病にかかっていることが診断書により証明できる方 エ 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2(結核患者の医療)に基づき医療を受けており、入居予定日までに退院が可能である方
親子ふれあい同居 (14)	65歳以上の親と子世帯が同居し、家族の支援とふれあいにより高齢世帯の居住の安定を図ること等のため申込みする世帯であること。
DV被害者等世帯 (15)	申込者または同居親族が、配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力支援センターでの一時保護または女性自立支援施設において保護を受けてから5年以内の方 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方 ※「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。
犯罪被害者世帯 (16)	申込者または同居親族が、犯罪被害者等基本法第2条第2項の規定による犯罪被害者等であって、同法第2条第1項の規定に基づく殺人、過失致死、業務上過失致死等の犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかで、被害を被ったことが警察の証明等で証明できること。ただし、犯罪被害を被ってから5年以内であることが必要です。
三世帯同居 (17)	小学校就学前の児童のいる子世帯とその親世帯が、子世帯の育児支援のために同居する申込みをする世帯であること。

●乙優遇の資格（優遇倍率 7 倍）

該当項目 (資格番号)	資格要件
ひとり親世帯 (父子・母子世帯) (18・19)	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が 20 歳未満の申込者の子であること。
高齢者世帯 (20)	申込者が 60 歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む。） イ おおむね 60 歳以上（申込期間に 57 歳以上の方） ウ 18 歳未満の児童
心身障がい者世帯 (21)	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～3 度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障がい者
多子世帯 (22)	同居親族に 18 歳未満の児童が 3 人以上いて、その児童の全員が特定区営住宅に入居できること。
小さな子どものいる世帯 (23)	同居親族に小学校就学前の児童が 2 人以上いて、その児童全員が特定区営住宅に入居できること。

● 年齢の基準日は、6 ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

3 抽せん番号の付番

抽せん番号は、申込区分ごとに付番します。

申込区分	対象世帯	優遇抽せん	抽せん番号
1・2・3	一人・車いす使用者・二人以上（一般）	ありません	抽せん番号は 1 つ付番します。
3	二人以上（甲優遇資格）	優遇倍率 5 倍	抽せん番号は、連番で 5 つ付番します。
	二人以上（乙優遇資格）	優遇倍率 7 倍	抽せん番号は、連番で 7 つ付番します。

4 抽せんの結果、複数の当せん番号にあてはまる場合

優遇抽せんでは、優遇倍率の数だけ連番で抽せん番号を付番されている世帯があります。そのため、抽せんの結果、ひとつの世帯が 2 つ以上の当せん番号にあてはまる場合があります。その場合は、当せん順位が最も上位の番号を有効とし、下位の番号は無効とします。このように無効となった当せん番号があったときは、最後の当せん番号の次の順位の番号から順番に無効数の分を繰り上げます。

抽せん方法について

- 抽せん方法は「一連番号方式」といい、少ない抽せん回数ですべての申込区分に共通の「当せん順位」を決める方法で、公平かつ時間短縮に最適なため、都営住宅をはじめ多くの自治体で公営住宅の抽せん会などに採用している一般的な方法です。
- 申込区分全体のなかで最大の抽せん番号を対象に、その数字を桁に分けて、抽せん器を使って桁ごとに数字の順位をつけるための抽せんを行います。抽せん結果に基づき、各桁の数字を順番に組み合わせ、すべての抽せん番号の当せん順位を決めます。
- 各申込区分の当せん番号は、募集戸数が1戸の区分では、その区分の最大の抽せん番号以下で当せん順位が最も上位の番号です。募集戸数が2戸以上の区分では、当せん順位が上位のものから順番に募集戸数分の番号です。

例： 申込区分全体のなかで最大の抽せん番号が299の場合

手順1 抽せん番号各桁の数字の優先順位を抽せん決めてます。

- 抽せん器を使い、桁ごとに数字の優先順位を決めるための抽せんをします。
- はじめに、百の桁が「2」のため、「0・1・2」の3個の抽せん玉を抽せん器に入れてひとつずつ出していきます。
- 同様に、十と一の桁は「0から9」まで10個の玉を入れて抽せんをします。
- 百の桁の抽せん、玉が「2→0→1」、十の桁で「6→5→7→0→1→8→3→2→9→4」、一の桁で「8→4→9→6→5→0→1→7→2→3」の順で出た場合、各桁の優先順位は右表のとおりとなります。
- この例の場合、抽せん器の操作は合計23回で終了します。

優先順位 (玉の出てきた順番)	百の桁	十の桁	一の桁
1位	2	6	8
2位	0	5	4
3位	1	7	9
4位	—	0	6
5位	—	1	5
6位	—	8	0
7位	—	3	1
8位	—	2	7
9位	—	9	2
10位	—	4	3

手順2 抽せん結果（優先順位）に基づき、抽せん番号の当せん順位を決めます。

組み合わせの法則

上の桁を優先して順位順に数字を移動する。
下の桁は上の桁の数字が一巡したときに順位をひとつ移動する。

- 当せん順位1位の「268」
すべての桁の優先順位1位の数字の組み合わせ

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

- 当せん順位2位の「068」
百の桁のみ、優先順位2位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

- 当せん順位3位の「168」
百の桁のみ、優先順位3位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

- 当せん順位4位の「258」
百の桁は1位に戻り、十の桁が2位に移動、一の桁は1位のまま

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

- 当せん順位5位の「058」
百の桁のみ、優先順位2位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

- 当せん順位300位の「143」
すべての桁の優先順位最下位の数字の組み合わせ

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

途中省略

- 手順2による数字の組み合わせで、当せん順位順の番号は下表のようになります。

当せん順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	……	298位	299位	300位
番号	268	068	168	258	058	158	278	……	243	043	143

手順3 各申込区分の当せん番号を決定します。

- 各申込区分の当せん番号は、その区分の最大の抽せん番号以下で当せん順位が上位の番号で決定します。
- 例えば、最大の抽せん番号が76の申込区分で募集戸数2戸の場合、76より大きい数字は除外し、当せん順位が上位の番号ふたつが当せん番号です。

当せん順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	……	298位	299位	300位
番号	268	068	168	258	058	158	278	……	243	043	143

当せん

当せん

よって、この区分の当せん番号は「68」と「58」で、その番号を付番されている方が当せん者（入居資格審査対象者）です。

なお、募集戸数が2戸以上の区分では、当せん順位が入居資格審査の順位になります。

※ 補欠について

- 補欠の番号は最後の当せん番号の次の順位の番号から順番に決定します。
- 抽せん方式の関係上、資格審査対象者以外の全ての申込者の方に「補欠〇位」と表示してお知らせしておりますが、全ての方が資格審査に進めるわけではありません。

所得金額の計算方法

1 まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、派遣、パート、アルバイトなどの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

20～21ページをご覧ください

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

22ページをご覧ください

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

また、個人年金は、税法上雑所得であり年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

23ページをご覧ください

所得金額計算上の注意

- ① 計算の対象としないもの
次にあてはまる収入については所得金額を0円とします。
 - ・遺族年金、障害年金
 - ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
 - ・退職金等の一時的な所得
- ② 退職・廃業している場合
申込期間に、すでに退職または廃業しているものについては所得金額を0円とします。なお、令和8年4月末までに、「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により退職することが、申込期間に確定している場合は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得金額を0円とすることができます。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを資格審査のときに証明できることが必要です。
- ③ 2種類以上の収入がある場合
ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

2 家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表の所得金額は、申込日現在の家族全員（申込みをする家族全員）の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の名前	(所得金額) - (★24ページ下表(B)の特別控除金額)
	() - ()
	() - ()
	() - ()
合計	

★特別控除金額
所得金額から差し引いてください。
詳しくは24ページをご覧ください。

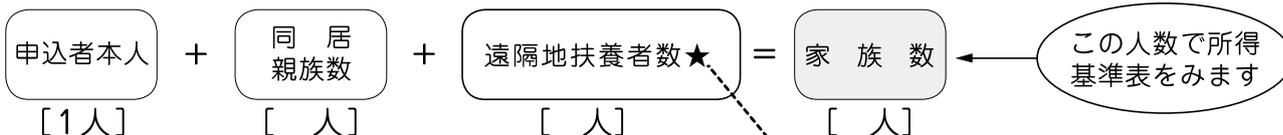
★24ページ上表(A)の特別控除金額

あなたの家族の所得金額

- =

3 家族数は何人ですか？

① 所得基準表の家族数とは



出産する予定であっても申込みのとき生まれていなければ、その胎児は家族数には含まれません。

★遠隔地扶養者数とは

特定区営住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

② 申込みをする家族数とは
実際に住宅に入ろうとする人数のことであり、遠隔地扶養者数を含みません。

4 所得基準表

あなたの世帯の家族数、申込みをする家族全員の所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数	所得金額	
	一般区分	特別区分
1人	0円～189.6万円	0円～256.8万円
2人	0円～227.6万円	0円～294.8万円
3人	0円～265.6万円	0円～332.8万円
4人	0円～303.6万円	0円～370.8万円
5人	0円～341.6万円	0円～408.8万円
6人	0円～379.6万円	0円～446.8万円

◎家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★所得基準表の特別区分とは…

※ 年齢等の基準日は、6ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

- ① 心身障がい者を含む世帯
申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。
ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者
イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）
エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者
- ② 60歳以上の世帯
申込者本人が60歳以上であり、かつ、同居親族全員が、ア 60歳以上、イ 18歳未満の児童のいずれかに該当すること。
- ③ 原子爆弾被爆者を含む世帯
申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。
- ④ 海外からの引揚者を含む世帯
申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること）。
- ⑤ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯
申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
- ⑥ 高校修了期までの子どもがいる世帯
同居親族に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がいること。

給与所得

申込期間に仕事をしている方（会社員のほか、パート、アルバイトの方も含まれます。）の収入が計算の対象です。すでに辞めた仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。仕事を始めた日や休職期間の有無などにより、次の1～4からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。

1 現在の仕事を始めた日が令和7年1月1日以前で、令和7年1月以降に休職期間がない。

源泉徴収票をお確かめください。

● 仕事先が1か所の場合

⑦ 給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が所得金額です。この額から100,000円差し引いた額を申込書の所得金額欄に記入してください。

● 仕事先が2か所以上ある場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票の① 支払金額を合計してから、次ページ表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

令和7年分 給与所得の源泉徴収

支払を受ける者	住所又は居所	[受給者番号]	
		[税額名]	
		氏名	[フリガナ]
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計
	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十
控除対象配偶者の有無等	配偶者の控除額	控除（配偶者を除く）	控除対象者の数
有 無 等	円 千 百 十	円 千 百 十	人
		特定 老人 障害者 学生 勤労者 新卒者 特定 老人 障害者 学生 勤労者	その他
		円 千 百 十	円 千 百 十
	社会保険料等の金額	生保保険料の控除額	
	円 千 百 十	円 千 百 十	

※ 源泉徴収票がない場合は、令和7年1月から12月までの収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

2 現在の仕事を始めた日が令和7年1月2日以降で、仕事を始めてから申込期間までの間に休職期間がない。

令和8年1月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

仕事を始めてから12か月たっていない場合は、次ページ表1④のとおり、実際に支払いを受けた収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してから表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

3 申込期間には復職しているが、令和7年1月から申込期間までの間に休職期間があった。

令和8年1月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

復職してから12か月たっていない場合は、次ページ表1④のとおり、復職後の収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してから表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

4 会社に在籍しているが、申込期間に休職中である。

休職する前の月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

2～4 計算上の注意

- 収入額とは、仕事先からの総支払額です。ただし、課税対象外の交通費や定期代などの収入は除きます。
- 仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの収入額を計算し、合計してから、次ページ表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

**表 1 12 か月分の収入額（実績額または見込みの額）を計算してください。
計算した収入額を、下の表 2 にあてはめて所得金額に換算してください。**

①働いた年月	②給与（諸手当を含む）	③賞与	
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
合計	か月 (A)	円 (B)	円 (C)

④
$$\frac{\text{(B) 給与計}}{\text{(A) 働いた月数}} \times 12 + \text{(C) 賞与計} = \text{12か月分の収入額}$$

計算上の注意

①働いた年月
月の途中から仕事を始めた場合は、その月を除いてください。

②給与（諸手当を含む）
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費や定期代などの収入は除いてください。

③賞与

④12 か月分の収入額の計算

- 支払われた給与が12 か月分ないときは、平均月額を12 倍して12 か月分の見込み額を計算してください。
- 申込みの時点で、まだ1 か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12 倍して、12 か月分の見込み額を計算してください。

※仕事先が2 か所以上ある場合は、それぞれの12 か月分の収入額の合計を表2 にあてはめてください。

表 2 表 1 で計算した 12 か月分の収入額 を、所得金額に換算してください。

12 か月分の収入額	税法上の所得金額		所得金額
651,000 円 未満	0 円		0 円
651,000 円 以上 1,900,000 円 未満	12 か月分の収入額 - 650,000 円		税法上の所得金額 - 100,000 円
1,900,000 円 以上 3,604,000 円 未満	<p>●次のとおり、12か月分の収入額を端数処理します。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">12か月分の収入額</p> $\div 4 = A$ <p>→ Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B</p> <p>→ Bを右の計算式にあてはめてください。</p>	$B \times 2.8 - 80,000$ 円	税法上の所得金額 - 100,000 円
3,604,000 円 以上 6,600,000 円 未満		$B \times 3.2 - 440,000$ 円	
6,600,000 円 以上 8,500,000 円 未満	12 か月分の収入額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円		

●所得金額が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

計算した所得金額を申込書の所得金額欄に記入してください。

事業等所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。すでに廃業した事業については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。
 事業を始めた日と確定申告の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。また、個人年金は雑所得の計算に合計してください。

1 現在の事業を始めた日が令和7年1月1日以前で、確定申告をしている。

令和7年分の所得税の確定申告書の控えなどで所得金額をお確かめください。

〈第一表〉

所得金額等	事業等	①	1	4	8	8	8	0	0	
	農業	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	⑤								
	給与	⑥								
	雑	公的年金等	⑦							
		業務	⑧							
		その他	⑨							
		⑦から⑨までの計	⑩							
	総合譲渡・一時	⑪								
	合計	⑫	1	4	8	8	8	0	0	

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
住宅 太郎	12月	800,000 円
		⑫ 専従者給与(控除)額の合計額

申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を21ページの計算式にあてはめて、所得金額に換算してください。

⑫から⑪を差し引いた金額が所得金額です。申込書の所得金額欄に記入してください。

2 上記1以外の場合。下の表にしたがって12か月分の所得金額を計算してください。

①営業した年月	収入	必要経費	所得金額
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
合計	か月(A)	所得金額計	円(B)
③	(B) 所得金額計	$\frac{\text{所得金額計}}{\text{営業した月数}} \times 12 = \text{12か月分の所得金額}$	

計算上の注意

- ① 営業した月数
- ② 所得金額の計算
 - ・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。
 - ・確定申告をしていないが、現在の事業を始めたのが令和7年1月1日以前のときは、令和7年1月から12月までの合計所得金額を計算してください。なお、入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。
 - ・現在の事業を始めたのが令和7年1月2日以降のときは、令和8年1月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。
- ③ 12か月分の所得金額の計算

現在の事業を始めたのが最近で営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

所得金額を申込書の所得金額欄に記入してください。

年金所得

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。
遺族年金、障害年金は計算の対象外です。所得金額を0円としますので、計算する必要はありません。また、個人年金は、税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に合計してください。

年金を受け取り始めた日と年金額の変更の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、年金収入額（年間予定額）を所得金額に換算してください。

入居資格審査のときには受け取っている年金の「年金証書」「年金振込通知書」（申込月の支給額がわかるもの）等が必要です。

1 年金を受け取り始めたのが、令和6年12月以前で、すべての年金額に変更がない

「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」などで支払金額をお確かめください。

2 年金を受け取り始めたのが、令和7年1月以降、または年金額に変更があった

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで年金額をお確かめください。

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 氏名	
区分	支払金額
所得税法第20条の2第1号・第4号適用分	円
所得税法第20条の2第2号・第5号適用分	円
所得税法第20条の2第2号・第6号適用分	円
所得税法第20条の2第3号適用分	円

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書(写し)

このたびは、年金決定または年金額を変更しましたのでお知らせします。(決定・変更理由等は本ページをご確認ください。)

年金の種類	基礎年金番号・年金コード
合計年金額	1,200,000円

すべての年金の支払金額または年間予定額の合計額を、下の表にあてはめて、所得金額に換算してください。

年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、一人ひとり別に計算してください

年金収入額を所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	→ 税法上の所得金額	→ 所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額 - 1,100,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額 - 600,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	

※ 所得金額が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

※ 年齢等の基準日は、6ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

計算した所得金額を申込書の所得金額欄に記入してください。

特別控除

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

1 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除額	特別控除を受けられる方	備考
① 老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	④の特別障害者控除を受ける方は、③の障害者控除をあわせて受けることはできません。
② 特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
③ 障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
④ 特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

※ 年齢等の基準日は、6ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

1 の特別控除金額の合計 万円 18ページの特別控除金額 **(A)** へ

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除額	特別控除を受けられる方	備考
⑤ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
⑥ ひとり親控除	35万円	夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります。） 現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 生計を一にする子を有する方	

- ・ 公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日から、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
- ・ 「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
- ・ 年間所得金額が500万円を超える方は、「⑤寡婦控除」や「⑥ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・ 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・ 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が58万円以下であることが必要です。

2 の特別控除金額の合計 万円 18ページの特別控除金額 **(B)** へ

入居についてのご注意

● 入居手続き

- 入居手続きの際に保証金として、使用料の3か月分を納めていただきます。
- 入居にあたり緊急連絡人1名が必要となります。
 - 緊急連絡人の主な資格
 - ア 使用予定者及びその同居人(以下「使用予定者等」)でないこと。
 - イ 使用予定者等の六親等内の血族または三親等内の姻族であること。
 - ウ 東京都内に住所を有した成年者(18歳以上)であること。
 - ※ ア～ウの確認のため、住民票、戸籍謄本等の提出が必要となります。
- 入居手続きについて、大幅に書類の提出が遅れることや、連絡が何度も取れない時は、入居の意思が認められないと判断し、失格とする場合があります。

● 使用料の決定

- 使用料は、世帯の所得によって決められます。募集住宅の一覧には、「一般区分」の場合の使用料を掲載しています。「特別区分」(19ページを参照)の所得基準で入居される方は、掲載した使用料を超える場合もあります。
- 入居後の使用料は、毎年6月の収入報告により収入を認定し、翌年4月からの使用料を決定します。

● 共益費

使用料のほかに共益費が必要となります。

● 駐車場

駐車場(有料)を設置してありますが、全戸数分はありません。住宅敷地内の路上駐車は禁止されていますので、住宅内駐車場(有料)が確保できなかった方は住宅外の駐車場をお探してください。

● 動物の飼育の禁止

他の入居者に迷惑となるので、犬、猫、鳥などの動物の飼育はお断りしています。犬や猫などのペットを飼うと、鳴き声、抜け毛、フン尿で隣り近所の方にうるさい、きたない、悪臭があるなど迷惑や害を与えるほか、動物によっては皮膚病など人と共通の感染症が発生する心配もあり、隣り近所とのトラブルや、衛生環境の悪化の原因になることも多いためです。

● 住宅の転貸(民泊)の禁止

特定区営住宅の転貸は法令で禁止されており、宿泊施設として貸し出すことはできません。

● 使用承継(名義変更)について(2人以上の世帯の場合)

特定区営住宅入居後、使用者(名義人)が特定区営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、特定区営住宅を返還していただきます。しかし、使用者(名義人)の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者(名義人)の配偶者に限ります。

申込書の書き方

太線内を書いてください。
裏面も記入してください。

申込区分は7ページを参照し、1～3のうち1つの申込区分を選んで○印をつけてください。
不統一な記入、記入もれなどがあると無効となります。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族・婚約者も含む）を書いてください。

※ここに書かれた方以外は入居できません。

18～24ページで計算した所得金額を記入します。

個人番号(マイナンバー)は、当選した場合に記入します。申込時には記入不要です。

令和8年2月 特定区営住宅 使用申込書

令和8年 月 日

(宛先) 東京都 板橋区長

私は、東京都板橋区営住宅条例に基づき、特定区営住宅を使用したいので、下記のとおり申し込みいたします。
この申込みにおいて、申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
また、許可の上は、申込者（同居者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。
暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
入居審査にあたり、住民票関係情報及び地方税関係情報の照会をされることに同意します。

※記入しないでください。
受付印

- 太線枠内を必ず記入してください。(両面)
- 申込区分は、申込書の3か所に同じ番号を○印で囲んでください。
- 優遇抽せんを利用される方は、裏面の優遇資格申請書の該当する資格要件全てにチェックを入れてください。
- 重複申込み等は、申込みが無効となります。

申込区分

1. 一人向	※丸で囲んでください。
2. 車いす使用者向	
3. 二人以上向	

※記入しないでください。

資格番号	抽せん番号

番

1 申込者について（※この欄に記入された方が特定区営住宅使用許可の名義人になります。）

郵便番号	773-8501	個人番号	当選した場合に記入します
現住所	板橋区	区内在住年数	10年
フリガナ	ジュウタク タロウ	生年月日	大正昭和平成 53年9月2日 満(47)歳
氏名	住宅 太郎	電話番号	自宅 03(1234)5678 携帯・職場等 03(3579)2187

2 特定区営住宅に入居しようとするすべての世帯員について

フリガナ氏名個人番号	続柄	生年月日	収入金額	所得金額	特別控除(○で囲む)	申込日現在の勤務先又は学校の名称、所在地及び電話番号等	
申込者	本人		2,386,998	1,488,800	老人・特定他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 板橋工業(株) 所在地 板橋区板橋1-2-3 電話番号 03-3579-2187 勤務(開業)年月日 H2年4月1日	
個人番号	当選した場合に記入します				職業	会社員	
ジュウタク ヨシコ	妻	大昭和令 53年3月10日 満(47)歳			老人・特定他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 所在地 電話番号 勤務(開業)年月日	
住宅 良子						主婦	
個人番号	当選した場合に記入します				職業	主婦	
ジュウタク タカシ	子	大昭和令 19年7月10日 満(18)歳			老人・特定他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 東板橋高校 所在地 電話番号 勤務(開業)年月日	
住宅 隆						高3	
個人番号	当選した場合に記入します				職業	高3	
個人番号	当選した場合に記入します				職業		
個人番号	当選した場合に記入します				職業		
個人番号	当選した場合に記入します				職業		
個人番号	当選した場合に記入します				職業		
所得基準判定	世帯員全員の年間所得金額の合計(A)			1,488,800	円	住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税上の扶養親族数(遠隔地扶養)	0人
	特別控除の額の合計(B)			520,000	円		
	差引所得金額(A)-(B) ※入居所得基準の判定額			968,800	円		

※注意 寡婦・ひとり親 控除額は、控除を受けようとする方の所得金額が上限になります。

24ページを参照
18ページで計算する。

〔職業欄の記入例〕
(会社員・パート・アルバイト・自営・年金、休職中・無職・求職中・生活保護など)

3 1の申込者の現在の同居親族数と、特定区営住宅に入居しようとする世帯員の人数について

現在、申込者を含め **3** 人で暮らしており、特定区営住宅には **3** 人で入居する予定です。

4 現在は同居しているが、特定区営住宅には入居しない方について

氏名	続柄	生年月日等	特定区営住宅に入らない理由
		大・昭・平・令 年 月 日 満 () 歳	
		大・昭・平・令 年 月 日 満 () 歳	

特定区営住宅に入らない方がいる場合は、記入してください。

5 現在は別居しているが、特定区営住宅に同居しようとする方について

氏名	続柄	生年月日等	特定区営住宅に同居する理由
		大・昭・平・令 年 月 日 満 () 歳	
		大・昭・平・令 年 月 日 満 () 歳	

同居しようとする方の住宅の種類 1. 借家等の賃貸住宅 2. 自分の家 3. その他 ()

6 現在お住まいの住宅等の状況について

住宅の種類 (該当する種類に○)	1. 賃貸アパート・マンション	2. 戸建の借家	3. UR賃貸住宅	4. 公社住宅	5. 都民住宅
間取り	(2) K・DK・LDK	※ 左のK・DK・LDKを除いた部分の畳数の合計 (12) 畳			
家賃	月額 90,000 円 (共益費・駐車場代を除く)				

洋室などでも畳数に換算してください。

7 特定区営住宅に入居しようとする世帯員における土地や建物の所有者の有無について

1 土地の所有者がいます 2 建物の所有者がいます 3 土地・建物の両方の所有者がいます 4 **いません**

※「1～3」に○をつけた方は、次のア～ウのいずれかに○をつけてください。
 ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難で取壊し予定。
 イ 差押、正当な事由により立ち退き請求等を受けており、住宅または土地の所有者でなくなる。
 ウ アとイ以外の理由。

あてはまるものに○をつけてください。

8 特定区営住宅に入居しようとする世帯員の収入の種類又は世帯員全体に収入がない場合の生活状況等について

収入がある方の氏名及び収入の種類		世帯員全員に収入がない場合の生活状況等
氏名	収入の種類 (複数あてはまる場合は全てに○)	
住宅太郎	1. 給与	1. 生活保護を受給している。 2. 失業中である。 3. 仕送りや援助を受けている。 4. その他 (具体的にご記入ください。)
	1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他 ()	
	1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他 ()	
	1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他 ()	
	1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他 ()	

一人で2種類以上の収入がある場合はあてはまるもの全てに○をつけてください。

外側に折って下さい(切りはなさないこと)

申込書の書き方

太線内を書いてください。
裏面も記入してください。

郵便はがき

必ずはって
ください。
85円切手

1 7 3 - 8 5 0 1

住	板橋区 板橋2-66-1
所	板橋荘101号室
氏名	住宅 太郎 様

申込区分	※丸で囲んでください。	※記入しないでください。		
	1. 一人向	番	番	番
	2. 車いす使用者向	番	番	番
	3. 二人以上向	番	番	番

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口
電話 5943-5006

太線内を書いてください。

郵便はがき

必ずはって
ください。
85円切手

1 7 3 - 8 5 0 1

住	板橋区 板橋2-66-1
所	板橋荘101号室
氏名	住宅 太郎 様

申込区分	※丸で囲んでください。	※記入しないでください。		
	1. 一人向	番	番	番
	2. 車いす使用者向	番	番	番
	3. 二人以上向	番	番	番

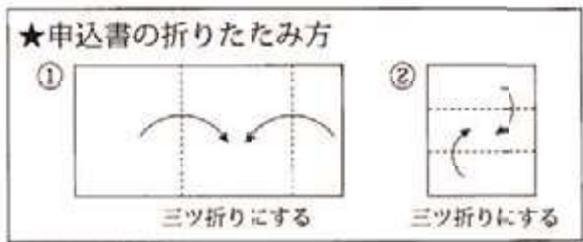
〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口
電話 5943-5006

太線内を書いてください。

外側にして折ってください(切りはなさないこと)

! 必ず**85円切手**をはってください。
切手のはっていないもの、不足しているものは抽せん番号や抽せん結果等の通知をしません。

申込区分は7ページを参照し、1～3のうち1つの申込区分を選んで○印をつけてください。
不統一な記入、記入もれなどがありますと無効となります。



都営住宅の募集案内

【問い合わせ先】 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
 〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山3F
 ☎ 03-3498-8894
 ☎ 03-6418-5571(テレホンサービス)

(1)【家族向・単身者向】年4回定期募集

募集時期	募集の内容	備考
5月上旬	家族向・単身向等【抽せん方式】	【抽せん方式】 抽せんにより使用予定者となる方を決める方式です。 抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。 【ポイント方式】 ひとり親・高齢者・心身障がい者・多子・特に所得の低い世帯を対象に、住宅困窮度を判定し、住宅困窮度が高い世帯から順に使用予定者を決める方式です。
8月上旬	家族向【ポイント方式】 単身向・シルバーピア【抽せん方式】	
11月上旬	家族向・単身向等【抽せん方式】	
2月上旬	家族向【ポイント方式】 単身向・シルバーピア【抽せん方式】	

(2)【家族向・単身者向】毎月募集(抽せん方式)

毎月中旬頃に募集します。
 詳しくは、東京都住宅供給公社ホームページでお確かめください。

東京都住宅供給公社ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>

(3)【家族向】随時募集(先着順方式…オンラインでお申込みいただけます。)

定期募集(年4回)および毎月募集で申込みのなかった住宅の一部で、住宅は随時追加します。
 詳しくは、公社ホームページ(同上)でお確かめください。

随時募集専用ダイヤル ☎ 03-5467-9266

(4)【家族向・単身者向】地元割当(抽せん方式)

板橋区内にお住まいの方を対象に板橋区内の都営住宅を5月下旬・11月下旬に募集する予定です。
 詳しくは、板橋区役所住宅政策課までお問い合わせください。 ☎ 03-3579-2187

都民住宅・その他の住宅の募集案内

☆特定区営住宅や都営住宅の所得基準を超過する方は、次の住宅への申込みをご検討ください。

- 都民住宅
 - ・東京都施行型
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎ 03-3498-8894
 - ・東京都住宅供給公社施行型
東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター ☎ 03-3409-2244
- 公社住宅
 - ・東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター ☎ 03-3409-2244
- UR賃貸住宅
 - ・UR都市機構
賃貸住宅募集案内総合窓口 ☎ 0120-411-363

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

ご注意

- ① 平成23年4月1日から公募にかかる事務の一部を、指定管理者である株式会社 東急コミュニティーが行っています。
- ② この「住宅募集のご案内」(本冊子)は、**抽せん結果のお知らせ**がお手元に届くまで、大切に保管してください。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。